

災害時における園児の登園のしかた《保育園・認定こども園》
園児の安全を第一と考え、次のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

1 台風等の場合

「安城市」に暴風（雪）警報が発表されたとき

(1) 正午までに解除されたとき

警報解除後から保育を実施します。

(2) 正午を過ぎて解除されたとき、または解除されなかったとき

保育は中止します。

(3) 登園後に警報が発表されたとき

警報の発表を確認されたら、家族のどなたかができるだけ早くお迎えに来てください。
お迎えのあった園児から降園します。

(4) 下記の場合は、園長の指示及び状況判断により連絡をします。

- ・大雨・洪水・大雪警報が発表されたとき
- ・警報の解除後、道路の冠水や河川の増水等により、登園が困難なとき、または園舎等の破損で受け入れが困難なとき

(5) その他

警報解除後保育を開始した場合は、台風被害や警報解除の状況によって、給食の用意ができずに弁当をお願いすることがあります。

地震の場合は裏面をご覧ください。

2 地震の場合

愛知県に「東海地震注意情報」が発表されたとき

(1) 登園前に情報が発表されたとき

保育は中止します。

(2) 登園後に情報が発表されたとき

情報の発表を確認されたら、家族のどなたかができるだけ早くお迎えに来てください。
お迎えのあった園児から降園します。

(3) 情報が解除されたとき

正午までに解除されたときは、解除後から保育を実施します。
正午を過ぎて解除されたときは、保育は中止します。

(4) その他

情報解除後保育を開始した場合は、解除の状況によって、給食の用意ができずに弁当をお願いすることがあります。

愛知県に「震度6弱以上」の地震が発生したとき

(1) 登園前に地震が発生したとき

保育は中止します。

(2) 登園後に地震が発生したとき

家族のどなたかができるだけ早くお迎えに来てください。
お迎えのあった園児から降園します。
お迎えのない園児は、24時間後に保育園の最寄りの市指定避難所（保育園からお知らせします）に移動します。

(3) 地震発生後の保育開始について

市の対策本部の指示に従いますので、改めてお知らせします。

<参考> 城ヶ入・ゆたか・えのき・みのわ・赤松・三ツ川・みその保育園は、地震の状況により市指定避難所となります。

台風等の場合は表面をご覧ください。